

寒川町水路に関する条例新旧対照表

現行			改正案		
～略～			～略～		
別表(第6条関係)			別表(第6条関係)		
占有物件	単位	占有料	占有物件	単位	占有料
道路、橋りょう及び棧橋の敷地	使用面積1平方メートルにつき1年	640円	道路、橋りょう及び棧橋の敷地	使用面積1平方メートルにつき1年	550円
水路上に設置される店舗等	使用面積1平方メートルにつき1月	290円	水路上に設置される店舗等	使用面積1平方メートルにつき1月	250円
その他のもの	寒川町道路占有料条例(昭和63年寒川町条例第5号)に定める額とする。		その他のもの	寒川町道路占有料条例(昭和63年寒川町条例第5号)に定める額とする。	
			<p align="center"><u>附 則</u></p> <p align="center">(施行期日)</p> <p>1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。</p> <p align="center">(経過措置)</p> <p>2 この条例による改正後の寒川町水路に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に許可を受けた占有に係る占有料について適用し、同日前に許可を受けた占有に係る占有料については、なお従前の例による。</p>		